

「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する
共同研究報告」の改正について

常任理事・会計委員会委員長 横瀬 元治

日本監査役協会は、日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）と共同で、平成17年7月29日に公表した「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」について見直しを行い、平成21年2月17日付けで「「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、金融商品取引法の改正や公認会計士法等の一部改正、さらには会社法の下での実務運用など、近時行われた法整備と実務展開等の状況変化を踏まえたものであります。

以 上